

## eLTAX(エルタックス)をご利用ください

町では、eLTAX(エルタックス)を利用した地方税の電子申告を行うことができます。

これまで紙で行っていた町税の申告が自宅や会社、税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用し、手続きを行うことができます。

### eLTAX(エルタックス)

地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。

※インターネットで、所得税の確定申告ができるe-Taxとは違います。

※個人の町県民税の申告はできません。

### eLTAX(エルタックス)の詳細・問い合わせ

◎eLTAX(エルタックス)サポートデスク  
☎0570(081)459

午前8時30分～午後9時  
※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く。

◎ホームページ  
<http://www.eltax.jp/>

### ◆問い合わせ

税務課課税班  
☎(84)1212



◎個人町県民税  
【給与支払報告書、特別徴収にかかる給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出書、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の提出】

## 平成25年度町県民税の申告はお済みですか

「平成25年度町県民税の申告」は、平成25年1月1日現在の住所地で、平成24年1月1日から12月31日までの収入状況などを、平成25年3月15日までに申告すべきものです。

まだ申告をしていない方は、お早めに申告してください。

また、申告をしないことで、下記の申請が適正にできない場合がありますのでご注意ください。

### 給与支払報告書等の電子データによる提出が義務化されました

平成23年6月の税制改正で、基準年(前々年)に税務署に提出された給与所得の源泉徴収票、または公的年金等の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の場合は、法定調書の光ディスク等による提出が義務付けられました。

平成26年1月1日以降に町へ提出する給与支払報告書及び公的年金等支払報告書は、eLTAX(エルタックス)、または光ディスク等で提出することになります。

該当する方は、お早めにご準備をお願いします。



◆問い合わせ  
税務課課税班  
☎84-1212

## 事業主のみなさんへ

### 個人住民税は特別徴収で納めましょう

給与を支払うすべての事業主は、地方税法第321条の4の規定で特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

個人住民税の特別徴収は、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、納入いただく制度です。

従業員が、金融機関等で納付する手間が省け、また月ごとの負担が軽くなり納め忘れがなくなります。

事業者のみなさんは特別徴収の早期実施をお願いします。

### ◆問い合わせ

税務課課税班  
☎(84)1212

### ◆問い合わせ

税務課課税班  
☎(84)1212